

第二期大阪府視覚障がい者等の
読書環境の整備の推進に関する計画
(読書バリアフリー計画)

令和8(2026)年3月

大阪府

目次

第1章 はじめに（計画の策定にあたって）	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の理念・役割	2
3. 計画の対象	2
4. 計画期間	2
5. SDGsとの関係	2
第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り（令和3年度～令和6年度）	4
1. 読書を取り巻く環境の変化	4
2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績	5
3. 課題の把握と今後の方向性	11
第3章 基本方針及び施策の方向性	13
1. 基本方針	13
2. 施策の方向性と取組内容	13
<方向性1>アクセシブルな書籍等の充実	13
<方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備	14
<方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実	15
<方向性4>図書館サービスに係る情報発信	16
<方向性5>国、市町村との連携	17
第4章 基本的施策に関する指標	18
第5章 おわりに	19
用語集	20

参考資料	23
アクセシブルな書籍・電子書籍等の例（視覚障がい者等が利用しやすい書籍）	24
読書支援機器の例（視覚障がい者等の読書を支援するための機器（道具））	25
参考データ	26
大阪府内のサピエ図書館加入施設一覧（2025.11 現在）	30
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	31
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）	35
著作権法（抜粋）	36
国立国会図書館・サピエ図書館・大阪府立図書館	37
大阪府立中央図書館の利用案内（令和7（2025）年度版）	38
大阪府内の点字図書館	42

＊「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて

大阪府では、障がいのある方の思いを大切に、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

【取り扱いの原則】

「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とします。

※ただし、次に掲げる場合は、引き続き、「障害」を漢字で表記します。

- ・法令、条例、規則、訓令等の例規文書（ただし、法令や条例・規則・訓令等に基づき定義されている制度・事業・府の組織の名称について、法的効力を伴わない一般的な文書等において使用する場合は、ひらがな表記を基本とします。）
- ・団体名などの固有名詞
- ・医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
- ・他の文書や法令等を引用する場合
- ・その他漢字使用が適切と認められる場合

＊本文中に「※（数字）」が付いている語句について

20 ページ以降の「用語集」に解説があります。